

国土調査法（昭和26年法律第180条）による地籍調査を行い、地籍調査作業準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第3項に基づき筆界案を作成したので、次のとおり公告します。

令和5年 1月12日

天理市長 並 河 健

- 1 筆界案を作成した土地の所在・地番
天理市山田町1125番
- 2 筆界案を確認することができる場所
天理市役所 監理課 地籍調査係
住所：天理市川原城町605番地
- 3 筆界案を確認することができる者
筆界案を作成した土地の所有者、その他利害関係人及びこれらの者の代理人
- 4 筆界案の作成者
天理市
- 5 筆界案を確認できる者は、天理市に対して、下記期間内に意見を申し出ることができるものとする。なお、当該期間を経過しても申し出がない時は、準則第30条第3項の規定により筆界の調査を行う。

意見申出期間

令和5年 1月12日 ～ 2月 1日（土曜日、日曜日を除く）

午前8時30分 ～ 午後5時まで